

擁技協 第28号
令和3年7月8日

製造工場代表者 様
権利者 様

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会
会 長 永吉 哲郎

国土交通大臣認定擁壁製造工場認証証明書の有効期間について（通知）

登録認証機関である公益社団法人全国宅地擁壁技術協会が発行する認証証明書の有効期間について、次のように通知する。

公益社団法人全国宅地擁壁技術協会が発行する認証証明書に記載されている有効期間とは、認証証明書交付日の翌日より有効期限日までをいう。

製造工場はこの有効期間内に国土交通大臣認定擁壁の製造から出荷及び施工指導（補強鉄筋を用いたコンクリートブロック造擁壁等の現地施工を伴う擁壁については施工状況等の確認書の保管までを含む）を完了しておくものとする。

なお、施工に関しては、その時期が工事の遅延や延期等により不確定なものとなる可能性がある。これより、当該認定擁壁の認証有効期間を超えて、出荷あるいは施工指導（施工管理）が必要とされる可能性のあるものについては、製造工場は認証更新の手続きを取ることとする。

以上